

写

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に関する意見書  
の提出について（決議）（案）

令和 8年 3月26日

長浜市議会議長 様

提出者

竹本直隆

賛同者

中川 勇

加納 義之

押谷 正春

矢守 昭男

中川 リョウ

田中 真浩

地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり滋賀県に対し意見書を提出することを決議する。

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に関する意見書の提出について  
(決議) (案) 提出理由書

現在、滋賀県において、地域公共交通の維持確保を目的とした新たな税の導入が検討されている。当市議会としても、人口減少や高齢化の進展により、地域公共交通の維持が重要な政策課題であることは十分に認識しているところである。

しかしながら、現在の社会経済情勢は、物価高騰、エネルギー価格の上昇、実質賃金の伸び悩み等により、県民生活や地域経済に大きな負担が生じており、新たな税負担の導入については極めて慎重な判断が求められる状況にある。また、今回の新税の検討にあたっては、以下の点について重大な懸念がある。

- 一、受益と負担の関係が明確でなく、公共交通の利用状況にかかわらず広く県民に一律負担を求めることは、公平性の観点から課題があること。
- 一、地域公共交通政策は本来、市町が主体的に担うべき分野であり、県主導による新税導入が、市町の裁量および責任との関係を不明確にするおそれがあること。
- 一、既存財源の活用、事業の効率化、路線再編など、行政としての努力が十分に尽くされたとは言いがたいこと。
- 一、税収の使途や制度設計について具体性を欠き、将来的な拡大解釈や運用の不透明さへの懸念が払拭されていないこと。
- 一、一度導入された税は恒久化しやすく、人口減少社会において将来的に県民負担が固定化・常態化するおそれがあること。

さらに、これまでの検討過程において、市町との十分な協議や県民への説明が尽くされているとは言いがたく、政策決定プロセスの透明性および合意形成の在り方についても課題が残されている。

よって、本市議会は、滋賀県に対し、地域公共交通を目的とした新たな税の導入については拙速に結論を出すことなく、まずは既存施策の徹底的な検証および行財政改革を優先するとともに、市町との十分な協議を行い、県民に対して丁寧かつ具体的な説明責任を果たすよう強く求めるため、地方自治法第99条の規定に基づき、別紙のとおり意見書を提出することを決議する。

意見書案第 / 号

滋賀県における地域公共交通を目的とした新たな税導入に関する意見書（案）

現在、滋賀県において、地域公共交通の維持確保を目的とした新たな税の導入が検討されている。

当市議会としても、地域公共交通の維持が重要な政策課題であることは十分に認識しているところである。

しかしながら、現在の社会経済情勢は、県民生活や地域経済に大きな負担を生じさせており、新たな税負担の導入については極めて慎重な判断が求められる状況にある。

また、以下の点について重大な懸念がある。

- 一、受益と負担の関係が明確でなく、公平性の観点から課題があること。
- 一、市町の役割との関係が不明確となるおそれがあること。
- 一、既存施策の検証が十分とは言い難いこと。
- 一、制度設計の具体性が不足していること。
- 一、将来にわたり負担が固定化するおそれがあること。

さらに、これらの課題が十分に解消されないまま県民に新たな負担を求めることについては、強い疑問を抱かざるを得ない。本来、負担を求める前に、行政として尽くすべき努力が先にあるのではないか。また、市町との協議や県民への説明が尽くされているとは言い難い。

よって、滋賀県に対し、新たな税の導入については拙速に結論を出すことなく、慎重な対応を求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 30 日

長浜市議会

滋賀県知事

滋賀県議会議長